

## 第110回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成24年9月21日（金）14：45～15：25

2 場 所 事務局第1会議室

### 3 議 事

#### (1) 長崎大学経営協議会（学外委員）に係る意見聴取について

学長から、資料1に基づき、長崎大学経営協議会規則第3条第1項第4号により、経営協議会の学外委員については教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することになっていることの説明があり、一身上の都合により辞任される室田匡之委員の後任として、三菱重工業（株）長崎造船所副所長の森岡公隆氏を委員とすることについて意見を聴取した結果、特段の意見はなかった。

#### (2) 長崎大学大学院学則の一部改正について

理事（教学担当）から、資料2-1及び資料2-2に基づき、大学院設置基準等の一部改正として、「博士論文研究基礎力審査」に関する次の事項が加えられたことに伴う長崎大学大学院学則の一部改正について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- ① 区分制博士課程の前期課程の修了要件として、博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文又は特定の課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができること。
- ② 博士後期課程の入学資格として、外国の大学において博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の能力があると認められた者を加えること。
- ③ 5年一貫制博士課程における修士の学位を授与について、博士論文研究基礎力審査による修了要件を満たした者に対しても行うことができること。

#### (3) 長崎大学学位規則の一部改正について

理事（教学担当）から、資料3に基づき、大学院設置基準及び学位規則の一部改正として、「博士論文研究基礎力審査」に関する次の事項が加えられたことに伴う長崎大学大学院学則の一部改正について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- ① 区分制博士課程の前期課程の修了要件として、博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文又は特定の課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができること。
- ② 5年一貫制博士課程における修士の学位を授与について、博士論文研究基礎力審査による修了要件を満たした者に対しても行うことができること。

#### 4 報告事項

##### (1) 平成24年度の新規採択事業について

学長から、平成24年度の新規事業の採択状況について説明があった後、学長特別補佐（地域教育貢献担当）から資料4-1に基づき留学生との共修・協働による長崎発グローバル人材基盤形成事業について、中嶋幹郎医歯薬学総合研究科教授から資料4-2に基づき多職種協働による在宅がん治療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点について、理事（国際・危機管理担当）から資料4-3に基づき留学生交流拠点整備事業について報告があった。

なお、学長から、これらの事業については、支援体制を整備し、大学として統括的に推進していきたいとの説明があった。

##### (2) 水環境技術プロジェクトに関する包括連携協定書の締結について

理事（教学担当）から、資料5に基づき、工学研究科において、水環境プロジェクトに関する包括連携協定を民間機関2社と締結することについて報告があった。

##### (3) 環境報告書2011について

副学長（産学連携、環境・施設担当）から、資料6に基づき、毎年9月末までに公表することが義務付けられている環境報告書の2011年版について報告があった。

以上